（事業主の方へ）

非正規雇用労働者のキャリアアップを支援します！

キャリアアップ助成金のご案内

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、**正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

助成内容		助成額	※＜ ＞は生産性の向上が認められる場合の額	
			中小企業の場合	大企業の場合
正社員化コース	有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合（１人当たり）	① 有期 → 正規	57万円＜72万円＞	42万7,500円＜54万円＞
		② 有期 → 無期	28万5,000円＜36万円＞	21万3,750円＜27万円＞
		③ 無期 → 正規	28万5,000円＜36万円＞	21万3,750円＜27万円＞
		※ 正規雇用労働者には「多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）」を含みます。 ※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者で直接雇用する場合、 ①③：１人当たり28万5,000円＜36万円＞（大企業も同額）加算 ※ 対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、 ①：１人当たり9万5,000円＜12万円＞（大企業も同額）加算　②③：4万7,500円＜6万円＞（大企業も同額）加算 ※ 勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定した場合、 ①③：１事業所当たり9万5,000円＜12万円＞（大企業の場合、7万1,250円＜9万円＞）加算		
障害者正社員化コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合（１人当たり） ※ 正規雇用労働者には「多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）」を含みます。	①　重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の場合		
		有期 → 正規	120万円	90万円
		有期 → 無期	60万円	30万円
		無期 → 正規	60万円	30万円
		②　重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者以外の場合		
		有期 → 正規	90万円	67.5万円
		有期 → 無期	45万円	33万円
		無期 → 正規	45万円	33万円
		※　助成額が対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給します。		
賃金規定等改定コース	全て又は一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、昇給させた場合（対象労働者数に応じて、１事業所当たり）	① 全ての賃金規定等を2%以上増額改定		
		対象労働者数　１～3人	9万5,000円＜12万円＞	7万1,250円＜9万円＞
		４～６人	19万円＜24万円＞	14万2,500円＜18万円＞
		７～10人	28万5,000円＜36万円＞	19万円＜24万円＞
		11～100人 ＊１人当たり	2万8,500円＜3万6,000円＞	1万9,000円＜2万4,000円＞
		② 雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定		
		対象労働者数　１～3人	4万7,500円＜60,000円＞	3万3,250円＜4万2,000円＞
		４～６人	9万5,000円＜12万円＞	7万1,250円＜9万円＞
		７～10人	14万2,500円＜18万円＞	9万5,000円＜12万円＞
		11～100人 ＊１人当たり	1万4,250円＜1万8,000円＞	9,500円＜1万2,000円＞
		※ 中小企業において3%以上５%未満増額改定を行った場合、 ①：１人当たり1万4,250円＜18,000円＞加算、②：１人当たり7,600円＜9,600円＞加算 ※中小企業において５%以上増額改定を行った場合 ①：１人当たり2万3,750円＜3万円＞加算、②：１人当たり1万2,350円＜1万5,600円＞加算 ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、 １事業所当たり19万円＜24万円＞（大企業の場合、14万2,500円＜18万円＞）加算		
賃金規定等共通化コース	有期雇用労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合（１事業所当たり）		57万円＜72万円＞	42万7,500円＜54万円＞
			※ 対象となる有期雇用労働者等１人当たり ２万円＜2.4万円＞（大企業の場合、1.5万円＜1.8万円＞）加算	
諸手当制度等共通化コース	有期雇用労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用したまたは有期雇用労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、４人以上に実施した場合（１事業所当たり）		38万円＜48万円＞	28万5,000円＜36万円＞
			※ 対象となる有期雇用労働者等１人当たり （「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、４人以上に実施した場合を除く） 1.5万円＜1.8万円＞（大企業の場合、1.2万円＜1.4万円＞）加算 ※ 共通化した諸手当２つ目以降につき、１手当当たり 16万円＜19.2万円＞（大企業の場合、12万円＜14.4万円＞）加算	
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置の導入に伴い、その雇用する有期契約労働者等について、働き方の意向を適切に把握し、被用者保険の適用と働き方の見直しに反映させるための取組を実施し、当該措置により新たに被保険者とした場合 ※従業員数が100人を超える事業所は一部の助成が令和３年９月30日までの暫定措置	（１事業所当たり）	19万円＜24万円＞	14万2,500円＜18万円＞
		※ 賃金の増額割合に応じて、１人当たり以下の通り助成額を加算		
		２%以上3%未満	1万9,000円＜2万4,000円＞	1万4,000円＜1万8,000円＞
		3%以上5%未満	2万9,000円＜3万6,000円＞	2万2,000円＜2万7,000円＞
		5%以上7%未満	4万7,000円＜6万円＞	3万6,000円＜4万5,000円＞
		7%以上10%未満	6万6,000円＜8万3,000円＞	5万円＜6万3,000円＞
		10%以上14%未満	9万4,000円＜11万9,000円＞	7万1,000円＜8万9,000円＞
		14%以上	13万2,000円＜16万6,000円＞	9万9,000円＜12万5,000円＞
短時間労働者労働時間延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を５時間以上延長し、社会保険を適用した場合（１人当たり）	５時間以上延長	22万5,000円＜28万4,000円＞	16万9,000円＜21万3,000円＞
		労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を１時間以上５時間未満延長した場合でも助成 ※基本給を一定額以上昇給している必要があります。		
		１時間以上２時間未満	4万5,000円＜5万7,000円＞	3万4,000円＜4万3,000円＞
		２時間以上３時間未満	9万円＜11万4,000円＞	6万8,000円＜8万6,000円＞
		３時間以上４時間未満	13万5,000円＜17万円＞	10万1,000円＜12万8,000円＞
		４時間以上５時間未満	18万円＜22万7,000円＞	13万5,000円＜17万円＞

◆ 生産性の向上が認められる要件は、厚生労働省HP「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご確認ください。
◆ すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL030331作成　No.5